

# 業 務 仕 様 書

1. 業務名 令和6年度放任果樹等除去事業
2. 業務目的 管理放棄された果樹等を伐採し、クマ等の出没抑制効果を実証する。
3. 施工箇所 浜田市三隅町下古和地内（別添位置図のとおり）
4. 事業数量 20本（5.72 m<sup>3</sup>）
5. 委託期間 自：契約の翌日  
至：令和7年3月21日（金）
6. 委託業務の内容
  - ・集落点検等により予め選定された不要な果樹等（以下、伐採木（No.1～No.20））。別添写真帳のとおり標識テープを巻いて現地で標示）について伐採除去を行うこと。
  - ・伐採木は、伐倒・枝払い・玉切りを行い、幹や枝条等を整理して伐採木周辺の安定した場所に集積すること。
  - ・伐採木の伐根にはナンバーテープ等で処理番号を打つこと。
7. 留意事項
  - ・伐採木には、①急傾斜地や足場の悪い箇所に生育するもの、②建物、道路、電柱・電線などに近接するもの等があるため、必要に応じてチルホール等のけん引具や高所作業車等を使用し、安全に留意して作業を行うこと。
  - ・業務実施中には、事故の防止に努め、交通の妨害となるような行為、その他公共に迷惑を及ぼす行為等のないように十分注意を払うこと。
  - ・業務実施中に、業務の実施に影響を及ぼす事故または第三者に対して損害を与える事故が発生したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等を委託者に報告すること。
  - ・業務の実施にあたり、道路占用許可申請などの関係官公庁等への手続きが必要になった場合は、事前に委託者と協議をすること。
  - ・地元関係者への説明等は委託者が行うが、受託者はこれに協力すること。また、地元関係者から説明等を求められた場合は、委託者に報告すること。
8. 提出書類及び作業の記録等
  - ・契約後、業務に着手したら、業務工程表を添えて、速やかに着手届提出すること。
  - ・記録写真は、施工箇所（A 神社法面、B 集会所付近、C 発電所付近、D 貯水槽付近）ご

とに、施工前（遠景）、施工後（遠景）、施工中の写真を1枚以上撮影すること。また、伐採木のナンバーごとに伐根写真を各1枚撮影すること。伐根写真の撮影に当たっては、伐採木ごとに伐根にナンバーテープ等で処理番号を打ち、スケールを当てて撮影すること。

- ・業務が完了したら、記録写真及び業務日誌一覧表を添えて、速やかに委託業務完了報告書を提出すること。

9. その他必要な事項については、担当の指示によること。

（担当：林業振興課長 大場寛文）